

改正土壤汚染対策法セミナーの紹介

上智大学法学部教授 桑原勇進

はじめに

今年4月に土壤汚染対策法の改正があったことは、この雑誌の読者であればご存知の方が多いことと思う。10月31日に開催された上智大学環境法政策プログラム（S E L A P P）主催のセミナー「改正土壤汚染対策法の理論的・実務的検討」は、その表題が示す通り、同改正法を理論面及び土地取引・訴訟実務、法施行実務の面から包括的に検討することを試みたものである。本セミナーにおける報告・討論では、同改正法の積極的評価すべき点、現実に及ぼす影響、今後改善すべき点等が、相當にクリアになつた。

報告と論点

本セミナーは、大塚直氏（早稲田大学教授）「改正土壤汚染対策法の概要と検討——研究者の立場

から」、小澤英明氏（西村あさひ法律事務所弁護士）「改正土壤汚染対策法の検討——取引実務・訴訟実務の観点から」、本間豊氏（横浜市環境創造局規制指導課）「横浜市の土壤汚染対策」の三報告を受け、これら3者の討論（桑原がコーディネーター役）という形で行われた。上記諸報告は、これも表題の通り、それぞれ、理論的な観点、取引・訴訟実務的観点、法執行実務の観点から検討を加えるものである。

調査契機

まず、調査契機の拡大については、方向性としてはおおむね妥当という見解で一致があつた。これまで法に基づく調査が調査全体の2パーセントしかないということをどう理解するかという問題は別にあるが、調査の契機を広げるべきであるという点では異論がなかつた。もっとも、調査契機をどこまで拡大すべきであつたかについては、土地取引時も含むべきだつたのではないか等、見解が分かれ

た。

汚染土壤搬出の際の適正処理の確保（汚染土壤が当該土地から搬出される場合の適正処理の確保のための仕組みが新たに法定されたこと）の3点であろう。討論ではこの3点について、方向性は正しいか、その手法は適切か、今後の課題は何か、という観点から検討が加えられた。

制度的管理への転換

汚染対策としての浄化から制度的管理へという転換に関しては、汚染はそのまま当該土地に残すことから見解の分かれうるところであるが、本セミナーの討論では、一定の条件付きも含めて、おおむね妥当であるという見解が一致して示された。本法制定時の価値判断としては浄化が望ましいという認識があつたのではないか、今次の改正はそのような判断を変更したのではないか、という疑問については、法律それ自身のスタンスとしてはブレはない、という見解が報告者からは示された。もっとも、今次の改正で本当に掘削除去が減るのかという点に関しては、そもそも掘削除去が土地取引市場における需要に基づいて自主的に行われてきたものであることに鑑

み、本改正にどの程度の効果があるのか疑問ないし未知数であるとの見解が共通の認識であった。

汚染土壤の適正処理

汚染土壤の適正処理の問題に関しては、そのこと自体はよいとしても、オンラインでの適正処理を原則とすべきではないか、といった問題がありうる。この点につい



▲左から、コーディネーターの桑原教授、大塚教授、小澤弁護士、本間氏

はあるという趣旨を示す条文はあるという指摘が大塚直氏からされた。また、汚染土壤の適正処理の必要性それ自体については異論はなかつたが、その適用対象となる土地が限定されており、自主調査等により判明した場合には必ずしも適正処理規定が適用されないとい

う点については疑問が提起された。なお、汚染土壤は廃棄物で

はないのかという問題も論議の対象とな

った。廃棄物である

となるとさまざまなる

実務的問題があり、

廃棄物処理法の純粹

な解釈だけですませ

ることが困難な複雑

な問題のようである。

なお、本間氏から

は、汚染土壤は廃

棄物とは少し性質が

異なるように思われる、という見解が示

ては、オンライン処理が原則であることは法律の条文に明示的に示されているわけではないが、それが望ましいという趣旨を示す条文はあるという指摘が大塚直氏からされた。また、汚染土壤の適正処理の必要性それ自体については異論はなかつたが、その適用対象となる土地が限定されており、自主調査等により判明した場合には必ずしも適正処理規定

された。

今後の課題

今後の課題としては、時間の関係で突っ込んだ議論はできなかつたが、主に以下のようない点が示された。一つは、調査契機として、土地の売買時を提えるということである。売買それ自身は何ら土地に変更を加えるものではなく、危険を増大させるものではないため、異論もありうるところではあらうが、現在でも既に事実上土地取引にあたり調査がされることが一般的であり、これを法の世界に有効に取り込むという観点からは一考に値しよう。同じく調査契機に関し、特定工場操業中における調査もかねてより必要性が指摘されているところである。法律目的として、生活環境保全を挙げるとともに今後の課題として指摘された。土壤汚染対策法は当初より、人の健康保護を目的とするのみであり、環境保全一般という観点からは十分とは言い難かった。今次の改正でもこの点は触れられておらず今後の課題として残されたものである。さらに、サイトリスク

アセスメントの問題も提起された。汚染土壤の浄化や拡散・浸透防止をどの程度まで実施すべきかは、当該土地の用途等によつて異なるところであり、一律の対応は必ずしも必要ではないのであるが、ドイツ等と異なり、日本では土地の用途が必ずしも一定ではないため、一定の利用を前提としたリスクアセスメントは現段階では極めて困難である。しかし、汚染対策コストを最小限に抑え社会全体の費用をミニマムにするという観点からは、将来的にはその実現を見据えた制度設計が求められるよう。

終わりに

以上、本セミナーの概要を紹介した。本セミナーでは、改正土壤汚染対策法の内容、その影響、今後の課題等がかなり明確に、そしてまた、参加した聞き手にとつて非常に分かりやすく示されたように思われる。内容と併せ、報告者の面々の豪華なこと、しかも参加費は無料であることからして、極めてお得なセミナーであつたといつてよいであろう。